

Scenery of Tajimi  
Making Plan



多治見市風景づくり計画

策定 平成21年3月  
変更 平成28年4月  
多 治 見 市



## はじめに

わたしたちのまち多治見は、市の中央を流れる土岐川と、その周辺に広がる市街地、周囲を囲む山々から成る盆地です。

虎溪山が、中国廬山の虎溪に似ていることから名付けられたことでも伺えるように、多治見の山々や丘陵地の豊かな緑は、昔から現在にかけて、広く人々に親しまれてきました。

また、1000年以上も前から、「やきもののまち」として、安土桃山時代の茶の湯の流行とともに発展し、明治以降は世界に向けても陶磁器を出荷してきました。織部・志野・黄瀬戸・瀬戸黒等、他に類を見ない日本独自の焼き物「美濃焼」を作り出す、地域の文化を育んできたまちとして、全国的に知られています。

そのような歴史を反映して、市内には、歴史的な蔵や屋敷だけでなく、登り窯など、やきもののまちらしさを見ることができます。

しかし、過去には、焼き物の産地として粘土の採掘や樹木の伐採が進み、周囲の丘陵地がはげ山と化してしまった時期もありました。現在ある緑は、荒涼とした山を市民の力で植林して復元されたものです。

こうした先人達の努力によってかたちづくられてきた多治見の風景は、わたしたちにゆとりとうるおいをもたらす大切な財産となっています。

しかし、大切な財産も、何もしなければ、街なみにそぐわない建物が建ったり、緑が減少したりして、失われてしまいます。

また、風景は、目に見えるものだけではなく、その背後にある歴史や文化、思い出といった、人の心の中にあるものも反映しており、みる人の価値観によって多様に理解されます。そのため、同じ山やまちなみ等をみても、風景を大切に作る心が働かず、それをみる人々の価値観がバラバラなままだと、美しい風景は形づくられていきません。

つまり、現在の多治見の風景を、美しくしていくのか、破壊していくのかは、市民次第といえます。

美しい風景を後世に引き継いでいくためには、わたしたちが、日々の営みの中で、風景を整え、美しい風景を守り育て創り出すための作法を身につけ、実践しなければなりません。

「多治見市風景づくり計画」は、全ての市民の参加と協働により、美しいまち多治見をつくり、将来へと引き継いでいくことを目的として、多治見らしい風景づくりを進めていくために必要な事項を、市民の意見を反映させながら景観法（平成16年法律第110号以下「法」という。）第8条の規定に基づき定めるものです。

# 多治見市風景づくり計画 目次

序章	風景づくり計画とは	・ ・ ・ ・	1
	1. 「風景づくり」とは ー 景観から風景へー	・ ・ ・ ・	1
	2. 風景づくり計画の目的と役割、定義	・ ・ ・ ・	2
第一章	風景づくりの区域と基本的な考え方	・ ・ ・ ・	4
	1. 風景づくり計画の区域（法第8条第2項第1号）	・ ・ ・ ・	4
	2. 風景づくりへの取り組み	・ ・ ・ ・	5
	3. 風景づくりの基本的な進め方	・ ・ ・ ・	7
	4. 風景づくりを進めるための3つの基本手法	・ ・ ・ ・	13
	5. 多治見の風景づくりの目標	・ ・ ・ ・	14
	6. 関係各主体それぞれの役割、責任、義務	・ ・ ・ ・	15
第二章	風景づくり計画区域における良好な風景づくりに関する方針 （法第8条第3項）	・ ・ ・ ・	17
	1. 多治見全体の風景づくりの方針	・ ・ ・ ・	17
	2. 風景づくりの全体計画	・ ・ ・ ・	30
第三章	風景づくりのための行為の制限に関する事項 （法第8条第2項第2号）	・ ・ ・ ・	37
第四章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 （法第8条第2項第3号）	・ ・ ・ ・	42
第五章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）	・ ・ ・ ・	43
第六章	風景づくり重点区域での風景づくり	・ ・ ・ ・	44
第七章	風景づくりを進めるための方法	・ ・ ・ ・	50
	1. 3つの手法に基づく風景づくり	・ ・ ・ ・	50
	2. 市民の風景づくり	・ ・ ・ ・	56
	3. 風景づくりへの支援・助成等	・ ・ ・ ・	59
	4. 風景づくりの推進に向けて	・ ・ ・ ・	60

## 序章 風景づくり計画とは

### 1. 「風景づくり」とは ー 景観から風景へ ー

風景は、山、丘陵等の地形の上に森、川等が重なって、「自然的要素」がベースとなっています。その上に、人々が生活を通じて土地に刻みつけてきた建築物や祭り、行事等の、「歴史的要素」が重なっています。

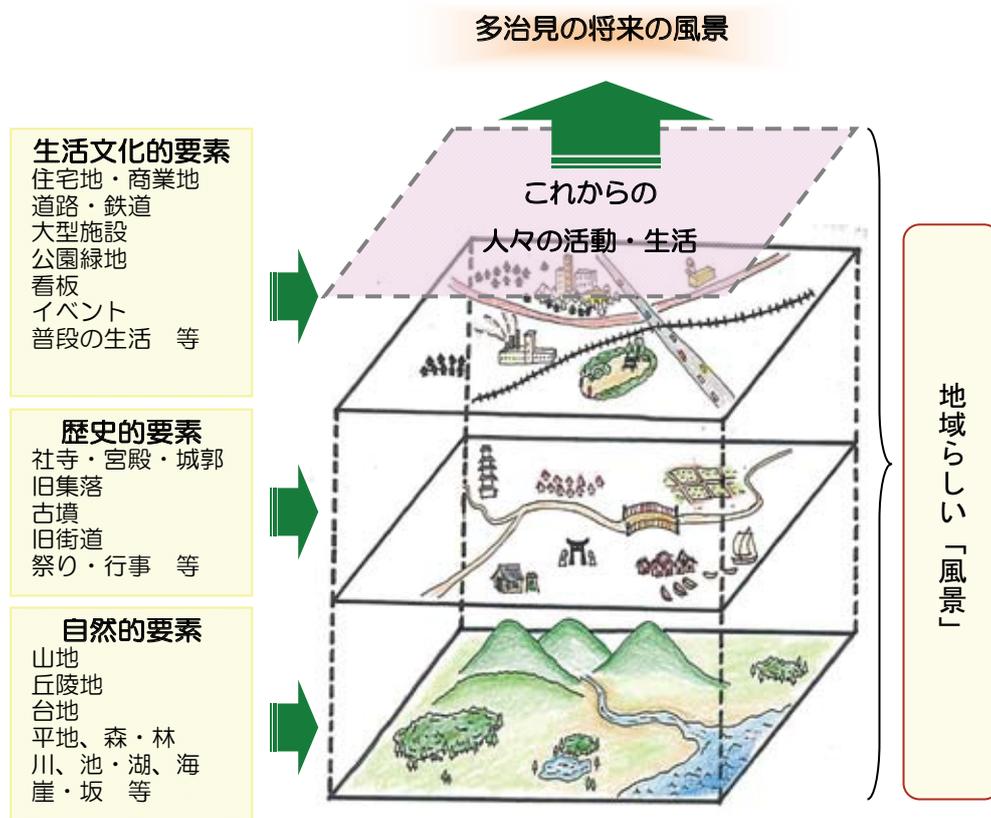
さらに、建築物や構造物、人々の活動といった、現代の生活の現れである、「生活文化的要素」が重なっています。

このような風景の構成要素が重なり、総合的な地域の特徴が「地域らしい風景」として現れます。「多治見らしい風景」とは、個々の建築物やまちなみ、自然等の景観を個別に評価するものではなく、総合的に捉えられるものだといえます。

多治見市の将来の風景は、これから行われる建築活動や開発、人々の経済活動や生活といった「生活文化的要素」によって創られていきます。そうした活動が、多治見の風景にとって重要な「自然的要素」や「歴史的要素」に配慮されないまま行われると、多治見らしさの秩序が乱れ、美しい風景にはなりません。

「風景づくり」とは、自然環境や歴史的資源等、現在の多治見の風景を形づくるものを大切にしながら、人々の活動により創られる建築物や道路、看板等を誘導することによって、地域に根ざした美しい風景を守り育て、整え、創り出すことをいいます。

〈風景のなりたち〉



## 2. 風景づくり計画の目的と役割、定義

### (1) 風景づくり計画の目的

多治見市では、平成13年に「多治見市美しい風景づくり条例（平成13年条例10号以下「条例」という。）を制定し、美しい風景づくりを進めてきました。

本計画は、これまでの風景づくりへの取り組みを基に、多治見らしい風景づくりを総合的に、しかも計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的とします。

### (2) 風景づくり計画の役割、定義

美しい風景を生み出していくためには、市民と行政がそれぞれの役割、責任と義務を認識し、お互いが協力しながら行動したり活動したりしていくことが必要です。

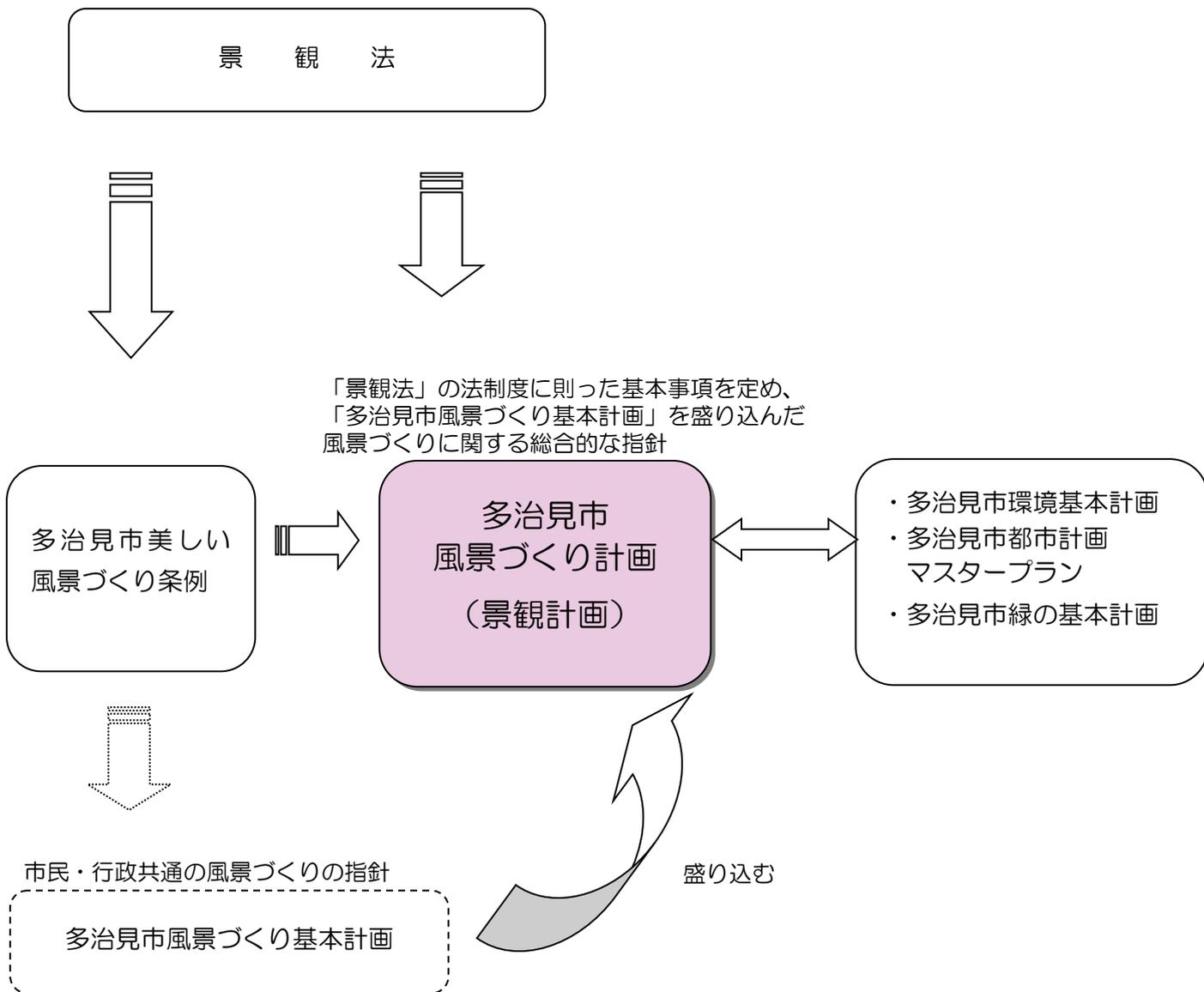
本計画は、景観法に基づく計画で法を活用するための必須事項として策定するもので、多治見市環境基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画やその他関連する様々な法律と連携し、市民憲章にうたわれる美しい環境をつくり健康ですみよい都市の実現のために必要な風景づくりの総合的な方策を示したものです。

多治見市では、平成18年に「多治見市風景づくり基本計画」を策定しました。この基本計画は、条例に基づき市民・行政共通の風景づくりの指針となるものとして定められたもので、法に基づく景観計画はこの基本計画を基にして法制度に則した基本的事項を定めることとしていました。

本計画を策定するにあたって、風景づくりに関する体制をわかりやすくシンプルなものとする 것을目指し、基本的事項（法第8条第2項各号に定める事項）と風景づくりに関する方針（法第8条第3項に定める方針）を定めた景観計画に、風景づくりの指針となる「多治見市風景づくり基本計画」を盛り込み「多治見市風景づくり計画（法第8条第1項に定める景観計画）」として定め、風景づくりに関する方針や手法、制度を網羅した総合的な指針とします。

また、これまでの風景づくりへの取組を活かし、法で定める事項で使われる「景観」という言葉を「風景」や「風景づくり」といった言葉に置き換えて定めることとします。

図：風景づくり計画の役割



## 第一章 風景づくりの区域と基本的な考え方

### 1. 風景づくり計画の区域（法第8条第2項第1号）

多治見市では、市域全域を対象に多治見市美しい風景づくり条例により緩やかな景観誘導を行うとともに風景づくりに取り組んできました。

今後も、全市的な取り組みを継承し、さらに積極的に風景づくりを推進することから、風景づくり計画の区域は多治見市の市域全域とします。

## 2. 風景づくりへの取り組み

- ゆっくり歩いて、風景を発見し、まちを好きになる気持ち、愛着を育くむ
- 地域と地域をつなぎ、多治見らしい風景を豊かにする
- 人づくりから風景づくりを進め、将来にわたり生きた風景とする
- みんなで住宅や商店街のまちなみを整えていく

### ■ ゆっくり歩いて、風景を発見し、まちを好きになる気持ち、愛着を育くむ

見慣れたまちなみや短い距離でも、ゆっくり歩いてみると、思っても見なかった発見があります。立ち止まって、周りの風景をじっくり観察したり、そこに住んでいる人、働いている人等と話をしたりすることで、風景に対する見方が変わってきたり、その地域を好きになる気持ちが生まれます。

また、歩いたときに、「美しい」と感じる風景や、安心した、なつかしい気持ちになる風景を地域で創っていくことで、そこで育った子どもたちの心にまちへの愛着や、好きになる気持ちを育むことができます。

「ゆっくり歩く」ことと、美しい風景とのつながりを大切に、風景づくりの取り組みを進めていきます。

### ■ 地域と地域をつなぎ、多治見らしい風景をより豊かにする

多治見の各集落や地域には、他には見受けられない個性的な地域資源や、刻まれてきた歴史・文化・風習等があり、それぞれ異なる風景の特徴が醸し出されています。

しかし、多くの多治見の市民が、普段の自分の生活にこれらの風景が溶け込んでしまっているため、その風景の特徴や魅力に気づかないのが現状です。

多治見の各地域に住む人々が、互いの地域の状況を知らせあい、つながりあうことで、多治見全体の風景の、特徴や個性の質といった「らしさ」を、より深く、豊かにしていきます。



神言修道院



姫町

## ■ 人づくりから風景づくりを進め、将来にわたり生きた風景とする

多治見らしい風景に「人」の姿は不可欠のようです。

「陶器」、「古いまちなみ」、「川」等、多治見らしい風景資源は、そのままの姿で残すだけではなく、人々が活かすことでその姿を守っていくことが望まれています。また、人々がまちかどで挨拶の言葉をかわしたり、まちを歩いて楽しんだりしている風景が、いきいきとした、美しい風景として、市民から望まれています。



桜並木

市民一人ひとりの「ふれあい」や「楽しみ」が、多治見の風景の一部となるような、「人づくり」から風景づくりに取り組むことにより、多治見の風景を、将来にわたり「生きた風景」としていきます。

## ■ みんなで住宅や商店街のまちなみを整えていく

美しい風景とは、歴史的に価値のある建造物や、有名な景色等だけで成り立っているのではありません。住宅地や商店街等、何気ない日々の暮らしの場が、そこで生活する人々によって、愛着を持って手入れされていくことにより、美しい風景が結果として生まれるものです。

みんなが普段の生活の中で、住宅地の身近な緑を増やし、商店街の形態を整えることで、まちの賑わいとゆとりを生み出し、美しい風景を創っていきます。



緑地協定の締結と地区計画の指定を実施したまちなみ（滝呂町）



広小路商店街

### 3. 風景づくりの基本的な進め方

#### (1) 風景づくり作法の実践

規制としてのルールではなく、一人ひとりが美しいまちに住むためのマナー（＝風景づくり作法）を実践していきます。

美しいまちに住むためには、美しい風景を創る作法（＝風景づくり作法）を明らかにし、これを守るということが大切です。

風景づくり作法とは、規制としてのルールではなく、「美しいまちに住みたい」という想いをかなえていくためのマナーであり、一人ひとりが自分の家、或いは店、会社、工場で何をしたら良いのかを具体的に考えるものです。

今後、市民と行政が協力して、どんなことをやっていったらよいのかを調べ、考え、まとめていく必要があります。その過程を通して風景に対する関心を高め、美しい風景を創るために自分が果たす役割を認識できるようになることが望ましいと考えます。

市民と行政が必要と考える「風景づくり作法」を明らかにしていくとともに、家や事業所で十分活用していきます。



植栽（本町オリベストリート）



まちなみに配慮した玄関  
（本町オリベストリート）

## (2) 一人ひとりの風景づくり

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、風景に影響を与える活動をする際には、周りの風景に配慮します。

施設の新築等や開発事業等を行うときは、周りの風景に配慮していきます。

まちの風景には、大規模な施設もありますが、小さな住宅や店舗等がその多くを占めています。条例の中で大規模な施設について規制をかけても、それは最低限のルールであり、守ったからといって必ずしも美しい風景が創り出されるとは限りません。美しい風景を創り出していくためには、高い理想に向かって小さな施設の所有者等一人ひとりが努力していくことが大切です。



軒のそろったまちなみ  
(本町オリベストリート)



陶器の演出 (市之倉町)

### (3) 自然環境への配慮

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、自然環境に配慮するとともに、後世に引き継いでいきます。

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、水循環、生態系等の自然環境に配慮するとともに、これらを後世に引き継ぐよう努めていきます。

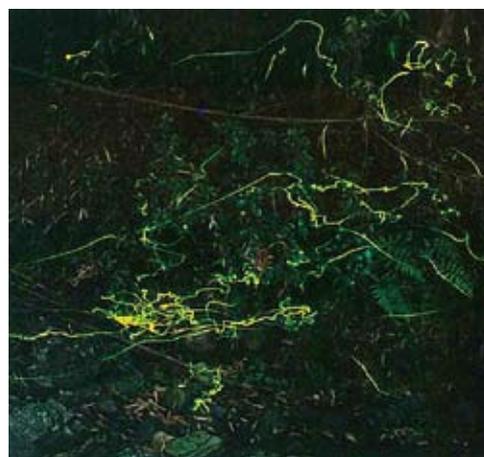
多治見市では環境基本条例が制定され、市民の環境に対する意識が高まっています。人の活動が、利便性や経済性を優先するあまり、自然環境に大きな負荷をかけ、自然が本来持っている回復能力を超えるようになりました。生態系や水循環等の自然環境がこわれてしまえば災害等を引き起こし、人の生活の安全も確保できなくなります。現在の自然環境を守り維持していくにとどまらず、新たな環境を創出し、後世に引き継ぐことが私達の義務です。



深山の森



土岐川の水鳥（平和町付近）



北小木のホタル

## (4) 緑の風景づくり

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出していきます。

市民と行政等、多治見の風景に関わりのある一人ひとりが、緑の風景づくりを推進するため、周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出すよう努めていきます。

自然環境、特に緑は、子供達の感性を磨き、豊かな心を育て、快適でうるおいのある生活環境を保全していくうえで、将来に残すべき市民の貴重な財産であり、緑の質を高め、量を確保していくことが大切です。

市街地を取り囲む斜面緑地は、多治見の風景において大きな特色となっていますが、これも上空から見れば細長い線であり、放っておけば失われてしまうおそれがあります。斜面緑地を将来にわたって残していくための手立てを考えていかなければなりません。

市街地においては土の部分が少なくなり、緑が減少し、自然の生態系と触れ合う「生きた緑」も減少しています。既存の制度も利用しながら、市街地の緑を積極的に増やしていかなければなりません。

また、徐々に失われつつある農地は、貴重な緑地空間として美しい風景の資源であるだけでなく、雨が降った時の遊水地の役割を持っています。農地を守り、残す手立てを考えていくことも必要です。



東栄町



緑化協定の締結と地区計画の指定を実施したまちなみ  
(滝呂町)

## (5) 水辺の風景づくり

うるおいのある水辺の風景づくりを推進するため、  
水に親しめる場所を創り出していきます。

行政が中心となりながら、うるおいのある水辺の風景づくりを推進するため、河川、池沼等の貴重な自然環境を守り、水に親しめる場所を創り出していきます。

多治見には、まちの中央部を流れる土岐川や、支流の大原川、笠原川等多くの川が流れています。また、昔からのため池もたくさんあります。川や池沼では、花火大会、灯籠流し、魚つり等が行われたり、きれいな桜並木があり、昔から人々に親しまれてきました。しかし、安全性のみを重視した河川改修や生活排水等による水質の汚染等によって、今では、川や池沼等の水辺は生活から遠ざかっています。

最近では、その「水辺」の存在が、人が自然とふれあい、心に憩いとやすらぎを与える場として見直されています。そのために、行政も市民も水辺の自然環境を守り、市街地に子供が安心して遊べるような親水空間を創り出していく等、自然豊かで心にやすらぎを与える水辺の風景づくりに努めなければなりません。

また、市内にある国や県が管理する河川は、水辺の風景づくりに大きな影響を与えるため、国や県に対しても協力を要請していきます。



笠原川（平和町付近）

## (6) 重要な場所の風景づくり

多治見の風景をイメージする上で、重要な場所の  
風景づくりを積極的に進めます。

街角や駅前等、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設の所有者等は、施設の意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進しなければなりません。

市街地の街角、まちの玄関口としての鉄道の駅前や多治見インター付近、或いは歴史を感じさせる建物の近くや美しい自然を背景としている場所等、多治見の骨格的な要素となっているところは、多治見の風景をイメージする上で重要な場所です。こういうところは、来訪者に自慢できる風景であり、市民にとっても多治見を感じさせる美しい風景であってほしいものです。ある程度の大きさの施設であれば、風景に対して配慮することが必要です。チェーン店等デザインが決まっているものがありますが、こうした場合でも敷地内の緑化や整理整頓等、うるおいのある空間づくりに協力していただく必要があります。

街角や駅前等、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設の所有者等は、施設の意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進することとします。



電線地中化が行われた多治見駅前

## 4. 風景づくりを進めるための3つの基本手法

多治見市では、「風景づくり」を進めていくために、次の3つの手法を基本に進めていきます。

- 不足しているものを創り出していく
- 良好なものを守り育てていく
- 悪いものを整えていく

3つの手法をうまく活用するためには、市や他の行政機関、事業者を含めた市民が力をあわせて計画的に進めていくことが大切です。

### ■ 不足しているものを創り出していく

市民や行政の一つひとつの行為・活動によって風景は創られます。

より美しい風景を創り出していくためには、一人ひとりの風景づくり作法（マナー）に全てを委ねるのではなく、施設について一定のルールを設けるほか、公共施設やモニュメント、オブジェ等、公共的な空間の形態やデザイン等について、市民と行政が話し合いながら工夫し、うるおいのある、居心地のよい美しい風景としていきます。

特に、多治見の骨格的な要素となっているところは、多治見の風景をイメージする上で重要な場所なので、風景に対する配慮や整理整頓等、積極的に進めていきます。

また、斜面緑地、蔵、煙突等、多治見の美しい風景を形づくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

### ■ 良好なものを守り育てていく

多治見の風景は変化に富み、市街地を取り囲む斜面緑地や、ホタルが乱舞する川、美しい渓谷、桜並木の風景もあります。その他にも、美濃焼を感じさせる窯場が散在する場所や、永保寺、修道院、古い蔵等、趣があり、見る者に歴史を感じさせ、落ち着きや、やすらぎを与える建物もあります。

そのような風景をみんなで探し、多治見の良さを発見し、その価値を市民全員が共有するとともに、その風景が損なわれないように知恵を出し合って残していきます。

### ■ 悪いものを整えていく

多治見の風景づくりを進めていくためには、良いものを守り育て、創ることと同様に、美しい風景を妨げるものをなくしていくことも必要です。例えば、住む人もなく壊れそうな建物は、きちんと管理しなければなりません。街の中の広い駐車場や資材置場、耕作をせずに放置してある農地等は、周囲の風景を壊している場合もあり、こうした公衆の目に触れる公共的な空間では道路側への植栽や適正な管理が必要です。街にあふれる広告物は、風景を損ねている場合も多く、撤去や表示内容の変更等が必要なものもあります。

個人の自由という名のもとに何をしてもよいのではなく、ひとりひとりが周囲への配慮も忘れないように、まちを整え、風景を阻害しているものを整えていきます。

## 5. 多治見の風景づくりの目標

私たちはだれもが「美しいまちに住みたい」と思っています。自然豊かで、歴史・文化が漂い、優しい人があふれている、そんなまちに住みたいと願っています。そのためには、行政のみならず、まちの主人公である市民一人ひとりが、誇りと愛着のもてる美しいまちにする努力をしていかなければなりません。

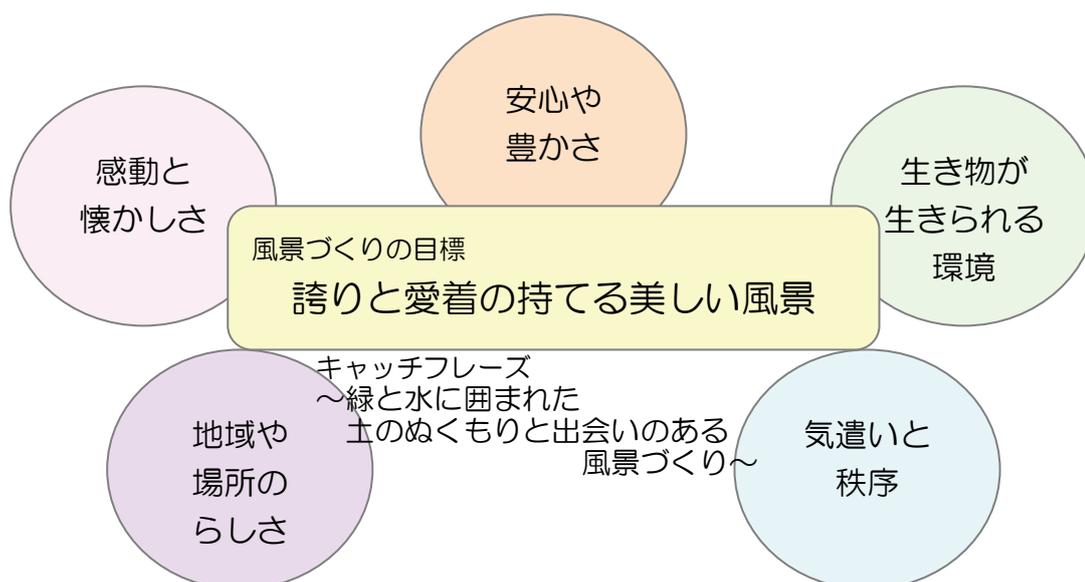
今まで一般的に景観は、広告看板、公園・緑地、建築物や橋梁・道路といったような、直接目に飛びこんでくる表面的な「モノ」の姿として捉えられてきました。そのため、美しい景観をつくるためには、広告物の規制や、公園・緑地等の緑化、景観に配慮した建築や道路建設等の整備が、個々に進められてきました。

しかし、これからは、個々の整備だけではなく景観を複合的に捉え、その背後にあるイメージや雰囲気、賑わい、自分の体験等も加えた総合的な視点、いわゆる「風景」の視点で景観を捉えていくことが大切です。

多治見では、「美しいまちに住みたい」という市民一人ひとりの思いをかなえるために、ただ単に「モノ」の美しさだけではなく、その背後に隠されたまちの雰囲気等も含めた風景について考え、その場にあった美しい風景としていきます。

そのため、多治見における風景づくりの目標を、「安心や豊かさ」、「気遣いと秩序」、「生き物が生きられる環境」、「地域や場所のらしさ」、「感動と懐かしさ」が相互に錯綜して醸し出される美しい風景とします。

また、多治見の風景の特徴を踏まえ、美しい風景づくりのキャッチフレーズを、「緑と水に囲まれた、土のぬくもりと出会いのある風景づくり」とします。



## 6. 関係各主体それぞれの役割、責任、義務

### (1) 市民の責任と義務

市民は、自らが風景を創っている「主人公」であることを認識することが大切です。家の周りでも、特に人の目につくところはきちんと整理する等、風景づくり作法に配慮し、より美しい風景を創る努力をすることが必要です。特に、大きな施設を建てたりするときは、周囲への影響等を考慮して、最低限のルールを守らなくてはなりません。

なお、ここで言う「市民」とは、市内に住所があったり、市内に土地や建築物等をもっていたり、これから市内に建築物等を建てたりする人や事業所（法人）、市内に勤務先がある人等、風景づくりに関わる人をいいます。

### (2) 市の責任と義務

#### ①風景づくりの総合的な施策の実施

市は、行政内部の意思統一を図り、横断的・総合的かつ計画的に風景づくりを推進しなければなりません。そのために、地区計画、建築協定、緑地協定等の法律の制度や、現在ある「緑の保護及び育成に関する条例」等市の制度との調整や活用も大切です。また、市民が風景づくりに取り組みやすくするために、積極的に市民の意見を聴かなければなりません。

#### ②公共施設の整備改善等における風景づくりの先導的な役割

市は、大規模な施設を整備することが多いため、特に十分な配慮が必要です。公共施設は大きさも用途も様々ですが、市民が日常的に利用するものであり、市民と行政の共有の財産です。このため特別凝っていなくても、使い勝手がよく、周囲の風景に溶け込むような施設であることが大切です。また、維持管理を適切に行い既存のものを有効に活用することも大切です。周囲に配慮した公共施設の整備を行ったり、公共用地の積極的な緑化を行うなど、周囲の人たちが行う風景づくりの手本とならなければなりません。

#### ③風景づくりに関する市民意識の向上・知識の普及・市民活動への支援

市は、美しい風景づくりを推進する「総合的窓口」として市民活動を支援し、また、市民の風景づくりに対する意識を向上させるために、風景づくり作法のPRや風景づくりの手本となる事例の紹介、子どもたちへの教育、写真展等の啓発活動を行っています。

#### ④風景づくりのための国や地方公共団体等への協力要請

市は、市よりも大規模な河川改修や道路建設等公共施設の整備を行うことの多い県や国等に対し、多治見の美しい風景をつくるために協力を要請していきます。

### (3) 市民の権利と公の利益との調整

風景づくりにあたっては、市民の権利を尊重しつつ、公の利益との調整に注意しなければなりません。

ビルの建築や開発事業等は、風景に大きな影響を及ぼします。一方、こうした行為は市民の権利に基づき行われるため、一方的に制限することはできませんが、権利を行使する人も、風景が市民共通の財産であることを認識して、公の利益を損なわないよう行動しなければなりません。このため市は、風景づくりに関する条例により、助言を行う等、市民の権利と公の利益の調整を図っていきます。

## 第二章 風景づくり計画区域における良好な風景づくり に関する方針（法第8条第3項）

### 1. 多治見全体の風景づくりの方針

市民の目からみた、多治見全体の風景の特徴から、風景づくりの方針を、以下のよう  
に定めます。

（多治見全体の風景づくりの方針図）

《特徴1》

盆地と土岐川から  
なりたつ風景の骨格

方針1

盆地と土岐川から  
なりたつ風景の  
骨格を守っていく



《特徴2》

緑（斜面緑地と山稜）

方針2

緑や自然を身近に  
感じる風景と  
していく



《特徴4》

多治見らしさを形作る  
重要な場所の存在

方針4

多治見の文化・誇りの  
よいところを育て、  
伝える



《特徴3》

煙突・窯焼き等、  
陶器のまち

方針3

陶器のまちとして、  
個性豊かな風景と  
していく



《特徴5》

川や池沼といった  
多くの水辺の存在

方針5

水辺の風景を身近で  
親しみあるものと  
していく



《特徴6》

人の感じられる風景

方針6

市民の「生活」  
「あたたかさ」を  
感じる風景としていく



## ～方針1～ 盆地と土岐川からなりたつ風景の骨格を守っていく

### 多治見の風景の特徴

#### 盆地と土岐川からなりたつ風景の骨格

多治見の風景の特色は、盆地という地形に規定されています。

街なかから望む、周囲を取り囲んだ稜線や、山や丘陵の高台から望む市街地の姿等、遠くを眺めたときに多治見の風景の特徴は顕著に現れています。

盆地の平地部分の中心には、土岐川が流れ、その流域に市街地が広がっているため、土岐川の存在は、市民にとって身近な水辺であるとともに、多治見らしさを象徴する風景でもあります。

また、丘陵部のまちは坂道が多く、リズム感のある独特の市街地の風景となっており、歩いてみるまちなみの風景もまた、盆地という地形に規定された多治見らしい風景です。



盆地



土岐川



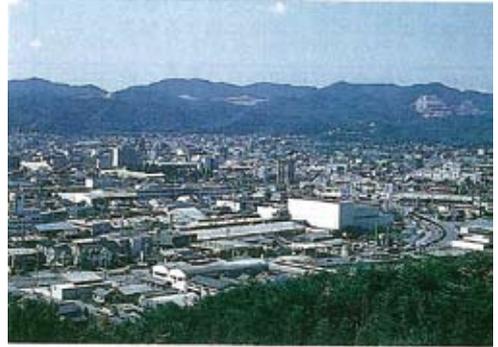
坂のあるまちなみ（高田町）

風景づくりの方針

盆地と土岐川からなりたつ風景の骨格を守っていく

■ 創り出す

- ・ 大規模な行為の際に地形に配慮する
- ・ 丘陵地における開発行為の際に地形に配慮する
- ・ 平坦地の建築物の高さは眺望（市街地から望む稜線、高台から望むまちなみ）に配慮する



■ 守り育てる

- ・ 稜線や丘陵地の緑を保全し育成する
- ・ 河川の流線の形状（地形）を保全する



土岐川

■ 整える

- ・ 高台から望むまちなみの景観を阻害する、屋外広告物等の形状や色彩を、周囲と調和させる



眼下のまちなみ（平野町より）

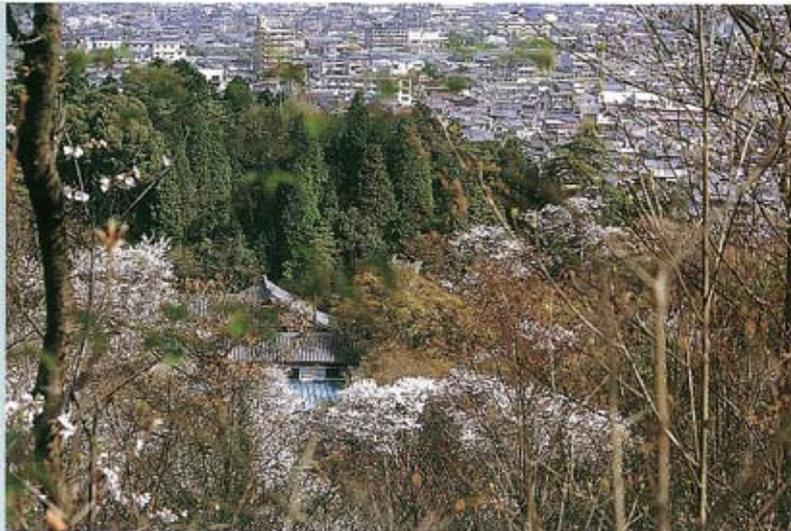
## ～方針2～ 緑や自然を、身近に「感じる」風景としていく

### 多治見の風景の特徴

#### 緑（斜面緑地と稜線）

多治見は市街地の周辺に斜面地の緑が残り、その上段に丘陵地が広がっています。さらに、市の周辺部には山々がつながっており、多治見は山に囲まれたまちです。遠くには、御嶽やアルプスが遠望され、多治見の風景には緑と山々の姿が欠かせません。

特に、斜面地の緑は、身近な緑の風景として貴重な存在です。



斜面緑地（池田稲荷より）



深山の森

## 風景づくりの方針

### 緑や自然を、身近に感じる風景としていく

#### ■創り出す

- ・ 街なかの身近な緑を増やす
- ・ 公共施設のオープンスペース、道路沿いの公共空間等で緑を増やす
- ・ 四季の移り変わりが感じられる緑を増やす（桜を植える等）



敷地際の緑（本町オリベストリート）

#### ■守り育てる

- ・ 稜線や丘陵地の緑を保全し育成する（再掲）
- ・ 農地や里山のある風景を保全する
- ・ 身近な生態系を保全する（蛍の保全等）
- ・ 貴重な動植物を保全する（シデコブシ等）
- ・ 風景資源となる自然を発掘し、保全する（北小木の蛍、永保寺のイチヨウ、古虎溪のもみじ等）



山々の緑（笠原町）



シデコブシ

#### ■整える

- ・ 稜線や丘陵地の緑の眺めを阻害する、ごみ等を取り除く
- ・ 耕作放棄された農地や里山等を良好な状態に管理する



農地と里山（甘原町）

## ～方針3～ 陶器のまちとして、個性豊かな風景としていく

### 多治見の風景の特徴

#### 煙突・窯焼き等、陶器のまち

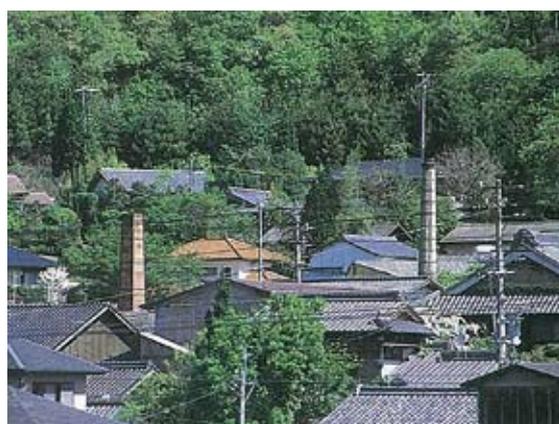
多治見には、各地に煙突や登り窯等が点在しており、やきもののまちとして全国的に有名なことから、陶器のまちとしてのイメージが、多治見の風景の特徴として市民にも、外からきた人にも認識されています。

陶器を製造している集落を歩いたときに、工場から聞こえる音や、人々の働く活気等、煙突や窯等、目で見えるもの以外の要素でも、陶器のまちとしての風景がイメージされています。

また、高田、滝呂、市之倉、笠原等、集落によって製造する陶器の種類が異なっていることから、それぞれのイメージが微妙に異なっており、陶器のまちとしてのイメージに深みと多様性を与えています。



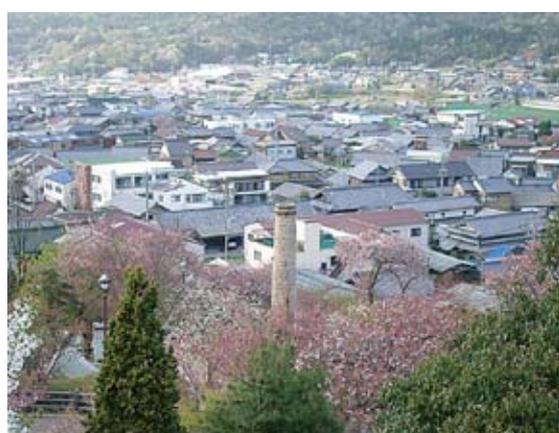
高田町



滝呂町



市之倉町



笠原町

## 風景づくりの方針

### 陶器のまちとして、個性豊かな風景としていく

#### ■創り出す

- ・ 敷地まわりに陶器のまちを感じられるような工夫を施す
- ・ 公共施設や道路等において、陶器のまちを演出する工夫をする
- ・ 古い家屋等を陶器のギャラリー等として活用する



陶器の演出（市之倉町）



市之倉おりべ砂防ダム

#### ■守り育てる

- ・ 煙突や古い登り窯等、陶器のまちのシンボルとなる風景資源を活用しながら残す
- ・ 陶器産業そのものを活性化し、守り育てていく



根本連房式登り窯

#### ■整える

- ・ 陶器工場等を魅力的にみえるよう、外観や施設周りに配慮する
- ・ 陶製のモニュメントやオブジェ等を設置する際には、デザイン面に配慮する



タイルの塀をめぐるせた工場（笠原町）

## ～方針4～ 多治見の文化・誇りのよりどころを育て、伝える

### 多治見の風景の特徴

#### 多治見らしさを形づくる重要な場所の存在

多治見には、以下のような、多治見らしい風景を形づくる上で、重要な場所があります。

##### ■多治見のシンボリックな風景資源

永保寺、虎溪山、修道院等は、そのたたずまいやデザイン的な特徴、歴史的な雰囲気等、美しい風景であることから、全国からも観光客を集めており、多治見のシンボリックな風景資源です。



神言修道院



永保寺

##### ■多治見の「顔」となる場所

多治見駅等の鉄道駅や多治見インターチェンジは、市民が利用するだけでなく、多治見を訪れる人々も利用します。

こうした場所は、多治見の「顔」となる重要な場所です。



多治見駅前

## 風景づくりの方針

### 多治見の文化・誇りのよりどころを育て、伝える

#### ■創り出す

- ・ 多治見の顔となる場所での施設の外観は、周囲との調和に配慮するとともに、多治見らしさの演出に努める
- ・ 多治見の顔となる場所では、積極的に緑を増やす
- ・ 多治見らしい風景資源を発掘し、風景づくりに活用する
- ・ 多治見らしい風景資源の情報を発信し、まちに賑わいを創り出す



本町オリベストリート

#### ■守り育てる

- ・ 永保寺、修道院、虎溪山等、多治見らしい風景資源を保全する
- ・ 古くから地域に伝えられる風景資源を保全する



煙突

#### ■整える

- ・ 多治見の顔となる場所から、けばけばしい屋外広告物や、周囲の風景と調和しないものをなくす
- ・ 多治見の顔となる場所で、ごみや放置自転車等の整理・整頓をする



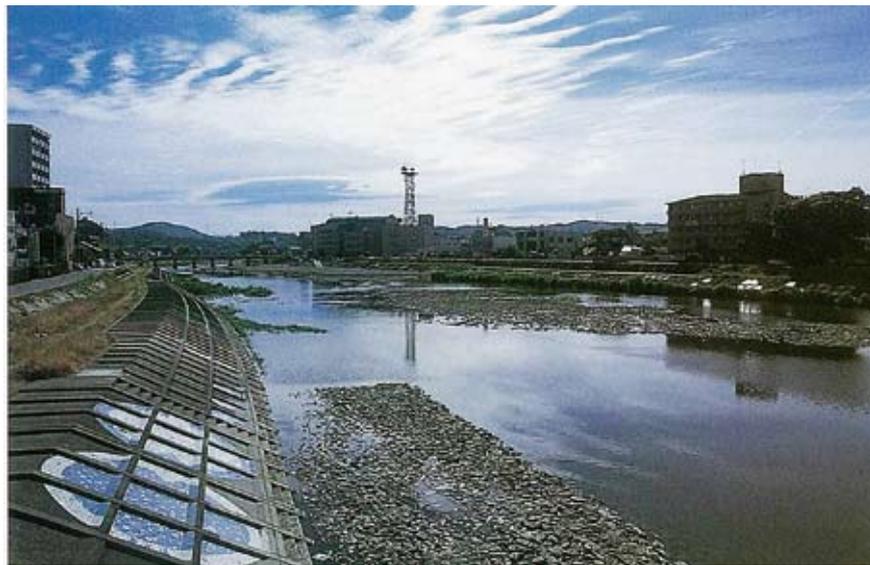
国道 19 号線

## ～方針5～ 水辺の風景を身近で親しみあるものとしていく

### 多治見の風景の特徴

#### 川や池沼といった多くの水辺の存在

多治見には、土岐川をはじめ、大原川、笠原川、姫川等、多くの川が流れています。昔からのため池も多くあり、各地域に残る多治見の昔話からも、水辺の風景が、住む人にとって古くから身近な存在であったことがわかります。



土岐川（豊岡町付近）



御大典池（美山町）



不動の滝（小名田町）

## 風景づくりの方針

### 水辺の風景を身近で親しみあるものとしていく

#### ■創り出す

- ・ 河川や池沼の整備等の際には、親水性の高いデザイン等、工夫する
- ・ 街なかに、人々が集い、子供が安心して遊べる親水空間を創り出す
- ・ 川や池沼を、生き物が集まりやすい環境としていく



めだか通り（太平町）

#### ■守り育てる

- ・ 川や池沼の水質を保全する
- ・ 川や池沼の生態系を保全する



大原川の水鳥

#### ■整える

- ・ 水辺の利用について、安全を確保するための、管理していく
- ・ 水辺の親しみやすさが損なわれないよう、管理していく



笠原川（平和町付近）

## ～方針6～ 市民の「生活」「あたたかさ」を感じる風景としていく

### 多治見の風景の特徴

### 人の感じられる風景

多治見には、花火大会や七夕まつり、茶碗まつりといった祭りがあります。これらはその時にだけ出現する風景ですが、多治見の市民にとって、楽しい思い出とともに、個性あふれる、にぎやかで美しい風景として強くイメージされています。普段とは異なる、多くの「人」がいる華やかな風景は、多治見の風景において重要です。

一方で、日常的な生活の中でのあいさつやふれあい、普段の生活の雰囲気等、より身近な地域での、「人」を感じる風景に対して、市民は多治見らしさやなつかしさを感じているようです。こうした日常における「人」のいる風景は、地域社会等でのつながりが薄くなりつつある現在、維持していくことが望まれています。



多治見陶器まつり



笠原支所



姫町



共栄公園

## 風景づくりの方針

### 市民の「生活」「あたたかさ」を感じる風景としていく

#### ■創り出す

- ・ 人が集まる「しかけ」「ツール」をつくる
- ・ 普段の生活の中で、さりげないふれあいがある風景をつくる
- ・ 外からきた人と、多治見の人がふれあう風景をつくる
- ・ 各地域のまつりやイベント等をつなぐ



本町オリベストリート

#### ■守り育てる

- ・ 伝統的なまつりを保全する



本町オリベストリート



多治見まつり

#### ■整える

- ・ 動いている車が、人々の活動を制限しないように工夫する

## 2. 風景づくりの全体計画

視点場による風景の見え方の違いや、スケール感覚を大切にしたい捉え方をすると、多治見全体の風景は、眺望の風景、軸の風景、軸の風景、まちなみの風景、点の風景といった構造から基本的な骨格を捉えることができます。

以下の図は、多治見の風景づくりの基本となる構造図であり、これからの風景づくりの全体計画を示すものです。



## (1) 眺望の風景計画

### ■丘陵部のエッジ

丘陵地の緑と、中心市街地周辺の段丘斜面の緑は、盆地である多治見特有の緑の風景として捉えることができます。

#### 風景づくりの方針①

丘陵地の緑と中心市街地の段丘斜面の緑の保全を図ります。



斜面緑地

#### 風景づくりの方針②

中心市街地から眺望的に重要な場所の開発地では、緑地協定や再生森林等で緑豊かな風景の回復を図ります。



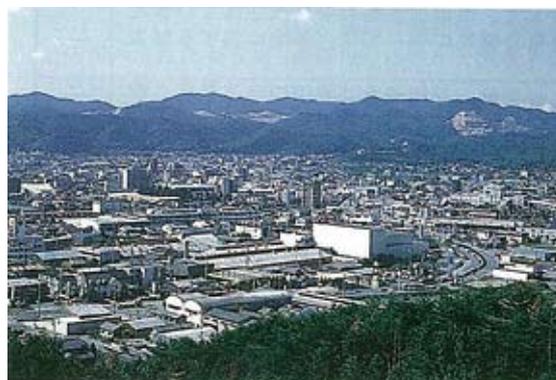
斜面地の緑と住宅地

### ■盆地を囲む山稜

虎渓山や高杜山、高根山等の稜線の眺望は、盆地である多治見特有の眺望景観として捉えることができます。

#### 風景づくりの方針

虎渓山や高杜山、高根山といった、ランドマークとなる稜線の付近では、積極的な緑地の保全を図ります。



盆地

### ■建造物等

#### 風景づくりの方針

大規模な建築物や屋外広告物といった、眺望の風景に影響を与える建造物については、まちの風景を阻害することのないよう周囲の環境に十分配慮した形態やデザインとするように努めます。



まなびパーク

## (2) 軸の風景計画

### ■河川軸

多治見全体の風景の骨格を形づくる軸として、土岐川、大原川、笠原川等の河川軸が捉えられます。特に、土岐川は多治見の中央を流れる河川軸として重要な風景です。

#### 風景づくりの方針

うるおいのあるまちの骨格として、護岸緑化や生物の生育環境の改善を図ります。



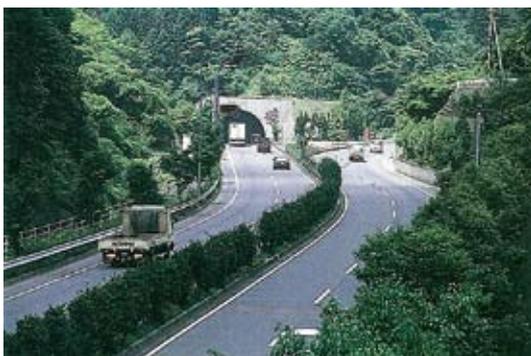
土岐川（多治見橋付近）

### ■道路・鉄道軸

多治見全体の風景の骨格を形づくる軸として、国道 19 号、国道 248 号といった幹線道路、また東西に多治見を貫く中央自動車道の、道路軸が捉えられます。

さらに、鉄道軸として、JR 中央本線等が捉えられます。

また、インターチェンジや駅前等、市外から多治見を訪れる人々の玄関口となっている場所については、多治見の顔として重要な場所として捉えることができます。



国道 19 号（内津峠）

#### 風景づくりの方針①

電線類の地中化を含む道路空間の整序や緑化、道路沿道や鉄道沿線の建物の景観的配慮により風格のある都市の顔づくりを進めます。

#### 風景づくりの方針②

インターチェンジや駅前等、道路・鉄道軸が交差する重要な場所については、まちの顔としての美しい風景づくりのために、建築物等の景観への配慮を促していきます。



滝呂台

### (3) まちなみの風景計画

#### ■ 陶器のまちなみ

高田、滝呂、市之倉、笠原等、丘陵地に点在する美濃焼の産地となっているまちでは、煙突や窯、工場等が住宅と混在してみられ、独特の風景が創り出されています。また、これらのまちで製造している陶器の種類等が異なることにより、それぞれのまちのイメージとしての風景に多様性が生まれています。



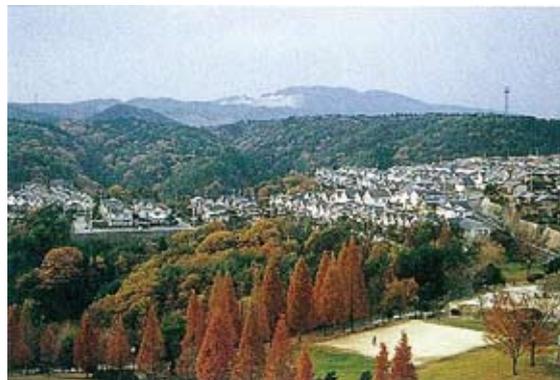
高田町

#### 風景づくりの方針

煙突や窯、陶器の乾燥風景といった、陶器のまちらしい風景資源を活かした、まちなみの空間の演出を図ります。

#### ■ 丘陵地の住宅地

盆地の丘陵地には、計画的なまちなみから成り立つ住宅地があります。これらの住宅地は、丘陵地に開発されたために、坂道が多いリズム感のある風景となっておりとともに、斜面緑地の緑と背後の稜線の緑に恵まれた、良好な住環境となっています。



慶長台

#### 風景づくりの方針

道路と建築物との間の敷地際や、庭先等での緑化に努め、身近な緑のうるおいを創り出していきます。

## ■伝統的まちなみ

本町界隈や、池田等では、古くからの家屋や店舗、蔵等が残る、多治見の歴史を感じることできる伝統的なまちなみがあります。

### 風景づくりの方針

まちなみの歴史的な雰囲気を作り出している、古い建造物等を保全するとともに、新しく建築や開発等の行為を行う際には、周囲の風景に配慮します。



本町オリベストリート

## ■ストリート・道

多治見には、オリベストリートをはじめ、道を歩くことによって、沿道のまちなみや緑の様子等を楽しむことのできる場所がいくつかあります。

### 風景づくりの方針

沿道の風景資源を保全し、その魅力を高める工夫をするとともに、清掃等を積極的に行い、道を適正に管理していきます。

## ■その他のまちなみ

### 風景づくりの方針

住宅地や商店街等、何気ない普段の暮らしの場としてのまちなみにおいて、身近な緑を増やし、建築物等の形態を周囲の風景と調和させるとともに、清掃や整理整頓に努め、美しい風景としていきます。

## (4) 点の風景計画

### ■ 公共施設

市内の各所にある公共施設や公園等のオープンスペース、また道路、モニュメント、オブジェ等の公共的空間は、市民の憩いの場であるとともに、多くの人に利用されるため、点的な要素ですが、多治見の風景のイメージに大きな影響を与えています。多治見はやきものまちとして有名なため、陶製の素材や陶器の形等が、これらのデザインや形状に多く取り入れられています。



滝呂中央公園

#### 風景づくりの方針①

道路等の公共施設は、地域の風景づくりの先導的役割を担っていきます。また、積極的にオープンスペースとして活用を図り、ポケットパーク、小公園等の設置に努めます。

#### 風景づくりの方針②

モニュメント・オブジェ等は、街なかの貴重なランドマークとなるため、設置にあたっては、周囲の風景に十分配慮します。

## ■ 樹木等

虎溪山のシデコブシや、大藪のシダレサクラ、各所の桜並木、北小木の蛭等、多治見の緑の魅力を高める樹木や昆虫等が点在しています。

### 風景づくりの方針

天然記念物や保存樹に指定されている、貴重な樹木や昆虫等の保全に努めます。



大藪のシダレサクラ（大藪町）



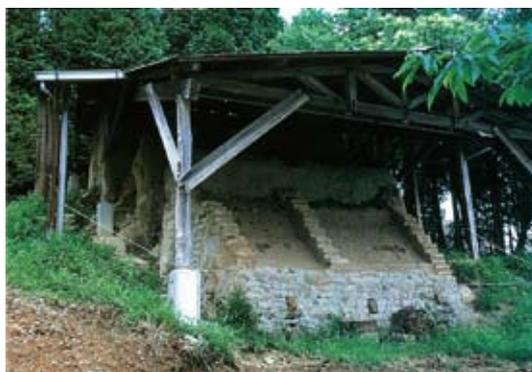
大原町普賢寺

## ■ 建造物・史跡等

永保寺、修道院等、多治見のシンボリックな存在として歴史のある建造物があります。また、窯や古墳等、地域の歴史を伝える史跡等があります。

### 風景づくりの方針

歴史的建造物や史跡の発掘と保全に努め、風景づくりの資源として活用していきます。



根本連房式登り窯

### 第三章 風景づくりのための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号)

一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等や開発事業を行う場合は、第二章に定める風景づくりの方針と本章に定める大規模な行為の風景基準を遵守することが必要です。

市域全域において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等や開発事業(以下「大規模な行為」という。)を行う場合は、法に基づく届出が必要になり、その内容が大規模な行為の風景基準に適合しなければなりません。

#### 1. 大規模な行為（届出が必要な行為）

行 為			届 出 対 象 規 模	
施 設 の 新 築 等	建築物	市街化調整区域 住居系用途地域	高さが12m以上のもの 延べ床面積が1,000㎡以上のもの 敷地面積が1,500㎡以上のもの（市街化調整区域を除く）	
		その他の用途地域	高さが15m以上のもの 延べ床面積が1,000㎡以上のもの 敷地面積が1,500㎡以上のもの	
	工 作 物	擁壁等		高さが5m以上であり、かつその長さが20m以上のもの
		高架道路、高速道路等		地上からの高さが5m以上のもの
		橋りょう、歩道橋、こ線橋等		幅員が4m以上のもの 延長が10m以上のもの
		電力柱、電信柱等		高さが20m以上のもの
		太陽光発電設備		土地に自立して設置するものであり、かつ敷地面積が1,000㎡以上のもの
	その他の 工作物	市街化調整区域 住居系用途地域	高さが12m以上のもの	
		その他の用途地域	高さが15m以上のもの	
	道路			幅員9m以上の道路の新設 修景を伴う道路の新設又は改良
	公園			公園区域面積が1,000㎡以上のもの
	路外駐車場			駐車面積が500㎡以上のもの（駐車場法第12条に規定する届出を要するものに限る）
	開発事業			開発区域 <sup>(※1)</sup> 面積が1,000㎡以上のもの ただし、造成後、林地、農地及び採草放牧地の用に供する目的で行われる開発事業にあつては、開発区域面積が3,000㎡以上のもの

※1 「開発区域」とは、開発事業が行われる土地の区域をいう。

## 2. 大規模な行為の風景基準

項 目		基 準
基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建築物等は、周囲の自然や建築物等と調和し、美しい風景づくりに寄与するとともに、多治見の文化と伝統に配慮したものでなければならない。</li> <li>・大規模な建築物等は、周囲で行われる施設の新築等に対して、先導的な役割を果たさなければならない。</li> </ul>
建 築 物	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする。</li> <li>・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。</li> <li>・建築物全体を統一感のあるものとする。</li> <li>・道路に面する部分だけでなく、側面や背面にも配慮する。</li> <li>・街角等に建つ場合には、その意匠に特に配慮する。</li> <li>・建物に華美な装飾を施さない。</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。</li> <li>・敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする。</li> <li>・統一感あるまちなみの形成に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、明清色及び暗清色の使用は避け、周囲の風景との調和に配慮する。</li> <li>・特に日の当たる面（東面・南面・西面）については高明度の色の使用を避け、周辺への反射光の影響に配慮する。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得るものを使用する。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の緑の保全や緑の機能の活用など、その場にふさわしい緑化を行う。</li> <li>・道路等の公共用地に面する部分及び建築物の前面等の敷地内は可能な限り緑化を行う。</li> <li>・生け垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽等によりできる限りまちなみの潤いを高める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体建築物と調和させ一体感のあるものとする。</li> <li>・屋上施設は、周囲の壁面の立ち上げやルーバーで覆う等可能な限り通行人の目に触れない形態とする。</li> <li>・空調設備等は、可能な限り通行人の目に触れない形態とする。</li> <li>・建築物の外構は、周囲の風景との調和に配慮する。</li> </ul>

	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械式自動車車庫は、可能な限り通行人の目に触れないようにする。</li> <li>・立体駐車場は、ヘッドライトが隣接地に届かない形態とする。</li> <li>・ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する。</li> </ul>	
工作物・道路・公園・路外駐車場	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする。</li> <li>・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。</li> <li>・工作物全体として統一感のあるものとする。</li> <li>・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。</li> </ul>	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する。</li> <li>・太陽光発電設備については、道路側等の人の目に触れる機会が多い場所からの風景を阻害しないよう、道路境界からできるだけ後退する。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする。</li> <li>・統一感あるまちなみの形成に配慮する。</li> <li>・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の風景から突出しないようにする。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、明清色及び暗清色の使用は避け、周囲の風景との調和に配慮する。</li> </ul>	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得るものを使用する。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の緑の保全や緑の機能を活用するなど、その場にふさわしい緑化を行う。</li> <li>・道路境界部分は可能な限り緑化を行う。</li> <li>・太陽光発電設備については、道路側等の人の目に触れる機会が多い場所からの風景を阻害しないよう、必要に応じて植栽等により修景を施す。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する。</li> </ul>	
開発事業	土石類の採取	採取の方法採取後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺から目立たぬよう採取位置及び方法を工夫し、敷地周辺の緑化を行う。</li> <li>・採取後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元する。</li> </ul>
	土地の開墾及び土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁は可能な限り避け、やむを得ない場合は、穏やかなこう配とし緑化を行う。</li> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図る。</li> <li>・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は可能な限り保全し、活用する。</li> </ul>
	屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び、遮へい等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然と、かつ、威圧感のないように積み上げる。</li> <li>・道路等から見えぬよう、植栽の実施、木塀の設置等周辺の風景との調和に配慮して遮へいする。</li> </ul>

■基調となる色【ベースカラー<sup>(※1)</sup>】の色彩の範囲

項目	大規模な行為	風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為 <sup>(※2)</sup>
建築物 ・ 工作物	<p>・基調となる色の色彩の範囲はマンセル表色系において下記のとおりとする。 ただし、この基準は塗装色における遠景での基準なので、素材や施工方法によってはこの限りではない。</p>	
	<p>① 2.5YR～5Yの色相では彩度は4以下とし、 彩度1未満ならば明度7.8以下 彩度1から2ならば明度3以上7以下 彩度3ならば明度3以上6以下 彩度4ならば明度3以上5以下とする</p> <p>② その他の色相では彩度は1以下とし、 彩度1未満ならば明度7.8以下 彩度1ならば明度3以上6以下</p> <p>〔背景が緑地となる場合〕</p> <p>① 5YR～10YRの色相では、 彩度は2以上3以下とし、明度5以上6以下</p> <p>② 2.5Y～10GYの色相では、 彩度2以上3以下とし、明度5以上7以下</p> <p>③ その他の色相では、 彩度1以下、明度6以下</p>	<p>① 5YR～10YRの色相では、 彩度は2以上3以下とし、 明度5以上6以下</p> <p>② 2.5Y～10GYの色相では、 彩度2以上3以下とし、 明度5以上7以下</p> <p>③ その他の色相では、 彩度1以下、明度6以下</p>

※1 全体のおよそ7割以上を占める色

※2 風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為とは

- ・平均地盤面の標高が120m以上の場所で行われる大規模な行為
- ・大規模な行為に該当する高さが20m以上の建築物の新築等

■みどりの面積

項目	大規模な行為	風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為 <sup>(※1)</sup>
建築物（新築） <sup>(※2)</sup>	敷地面積の10%以上	<p>(1) みどりの重点的な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丘陵地においては、市街地から眺望した時に前面となる部分又は道路に面する部分について重点的に植栽を行う。</li> <li>・市街地においては、道路に面する部分について重点的に植栽を行う。</li> </ul> <p>(2) みどりの面積の上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)に加え、高さが20m以上の建築物の新築等を行う場合には左列に10%上乗せする。</li> </ul>
開発事業	開発区域面積の10%以上	

公共施設（新築） <sup>(※2)</sup>	敷地面積の30%以上 (市長が特に認める場合を除く。)	風景づくり重点区域での高木植栽や既存の高木を残すなどより緑化に努める。
道路	街路樹の植栽や植栽帯の設置等、緑化に努める。また、歩行者や車の通行の妨げにならないように配慮する。	
公園	敷地面積の30%以上	
路外駐車場	敷地面積の10%以上 出入口付近の安全性について配慮する。	

〔みどりの面積の算出方法〕

種類	計算方法
高木	$(高さ \times 1 / 2)^2 \times 3.14$
低木及び芝生	幅×延長
生垣及びフェンス緑化	延長×高さ
壁面緑化	緑化想定面積（施工方法による）
屋上緑化	幅×延長
コンテナ等の植栽	縦×横
緩和措置	・ 道路境界より民有地側5m以内に植栽する場合＝2倍
	・ 道路境界より民有地側に幅1m以上の空地を確保して、空地境より民有地側5m以内に植栽する場合＝3倍
	・ 道路境界より民有地側にオープンスペース <sup>(※3)</sup> を設けて、その中に植栽をする場合（一体利用されるオープンスペース内の植栽）＝3倍
	・ 低木及び芝生等とあわせて同一の植栽ます等に高木を植栽する場合＝高木の面積を植栽ますのみどりの面積に加算
	・ 池等と一体化した植栽については、池の面積（実面積）も緑の面積に加算。 ※内庭は除く。
	・ 前面道路（街路樹等）及び周辺地域に配慮した植栽については、その都度緩和規程を置く。 (植栽の樹種を統一する、在来種を植栽するなど)
	・ 平均地盤面の標高が120mを超える敷地の場合で、風景づくり重点区域側への高木植栽及び既存の高木を残す場合＝2倍

※1 風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為とは

- ・ 平均地盤面の標高が120m以上の場所で行われる大規模な行為
- ・ 大規模な行為に該当する高さが20m以上の建築物の新築等

※2 新築とは、建築物がなかった土地での建築又は既存建物の全部を除却した土地での建築物の建築のことをいいます。

※3 オープンスペースとは、一般に開放され、歩行者が自由に通行したり利用したりできるようにし、道路側との遮断を行わずに周辺環境の向上に努めることを目的としたスペースのことをいいます。

## 第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号)

多治見の風景を特徴づけ、形づくる重要な要素となっている建築物、工作物、樹木等で、道路などの公共の場から容易に見ることができ、市民に親しまれているものを、所有者の意見を聞き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木として指定します。

## 第五章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物を掲出する場合は、第二章に定める風景づくりの方針と本章に定める広告物の風景基準を遵守することが必要です。

屋外広告物は、身近な情報の伝達手段として広く親しまれており、まちに活気を与えるものでもあります。広告物が無秩序・無制限に氾濫することにより、美しい風景を損なうことにもなります。

本市が目指す風景づくりにおいて重要な要素である屋外広告物について、以下に定める広告物の風景基準に適合しなければなりません。

### 〔広告物の風景基準〕

項目	基準
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の風景との調和に配慮し、全体的に違和感のないものとする</li> <li>・ 自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する</li> <li>・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する</li> <li>・ 独立広告は、周囲の風景との調和に配慮する</li> </ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や歴史的な施設等美しい風景に近接する場合は、その風景の保全に配慮する</li> <li>・ 必要最小限とし、可能な限り設置しないこととする</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の風景との調和に配慮し、圧迫感を与えないものとする</li> <li>・ 統一感あるまちなみの形成に配慮する</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の風景との調和に配慮する</li> <li>・ 建築物を利用する場合には、主体建築物との調和に配慮する</li> <li>・ 基調となる色彩は、明清色・高彩度を可能な限り避ける</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の風景に調和した素材及び材料を使用する</li> <li>・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライトアップする場合には、周囲の風景との調和及び周囲の環境に配慮する</li> </ul>

## 第六章 風景づくり重点区域での風景づくり

多治見市の市街地では都市としての発展が進んだことにより、まちなみにそぐわない色彩の建造物が建設されたり、屋外広告物が無秩序・無制限に氾濫するなど、まちの美しさや多治見らしさが損なわれつつあります。そのため、まちの風景にとっても大きな影響を与える屋外広告物が風景を損なわないように、また背後に眺められる斜面緑地の風景と建造物や屋外広告物が調和するよう風景を整える必要のある区域を「風景づくり重点区域」として指定します。

また、風景づくり重点区域の中心に位置する多治見駅周辺は、駅舎の橋上化や多治見駅北地区で進められる区画整理により風景が大きく変化しようとしています。そのため「多治見駅南地区」及び「多治見駅北地区」として指定し、地区内に掲出される屋外広告物について一定のルールを定めます。

〔風景づくり重点区域の範囲〕



- = 風景づくり重点区域
- = 多治見駅南地区
- = 多治見駅北地区

## (1) 風景づくり重点区域での風景づくりの方針

風景づくり重点区域では、第二章に定める風景づくりの方針と第三章に定める行為の制限に関する事項を遵守することに加え、以下の事項に注意が必要です。

風景づくり重点区域は多治見市の市街地を形成するとともに、市街地を取り囲む斜面緑地は、多治見市の風景において大きな特色となっています。

市街地においては開発が進み土の部分の少なくなり緑がどんどん減少していますが、目に入る緑を豊かに感じられるのは斜面緑地があるからです。斜面緑地を残していくことは季節を感じる上でも重要で、将来に残すべき市民の貴重な財産です。今ある山や森はできる限り保全し、また積極的に緑の質を高め、量を確保していくことが必要です。やむを得ず開発する場合はまちの風景への配慮が必要です。

また、賑わいのなかにも落ち着きと個性のある都市景観の形成を目指し、まちの風景を構成する上で重要な要素である屋外広告物について、基準を設け無秩序に掲出される広告物を誘導し、都市景観と自然景観との調和を目指します。

### □風景づくり重点区域での屋外広告物の基準

#### ■ 共通事項

- ・ 建築物の低層部（1～2階）においては、歩行者の視線で個性と賑やかさを創出しながらも圧迫感のないよう配慮し、高層部においては、中・遠景として落ち着いたまちなみを演出し背景となる緑や空との調和を図ります。
- ・ 広告物はできるだけ集約化し、必要最小限の設置とします。

#### ■ 屋上広告物

- ・ 可能な限り設置しません。やむを得ず設置する場合には高さや面積を一定規模以下とし、基調色には明清色・高彩度の色彩の使用を避け、文字等として使用する色数を3色程度にします。

#### ■ 壁面広告物

- ・ 必要最小限とし、面積を一定規模以下とします。基調色には明清色・高彩度の色彩の使用を避け、文字等として使用する色数を3色程度にし、建築物の壁面の色彩に調和するよう工夫します。

■ 野立広告物

- ・ 高さを一定規模以下とし、歩道や道路へはみださないようにします。
- ・ 沿道や交差点付近における広告物は、違法な広告物を整除し集約化を推進することで、美観風致の維持に努めます。

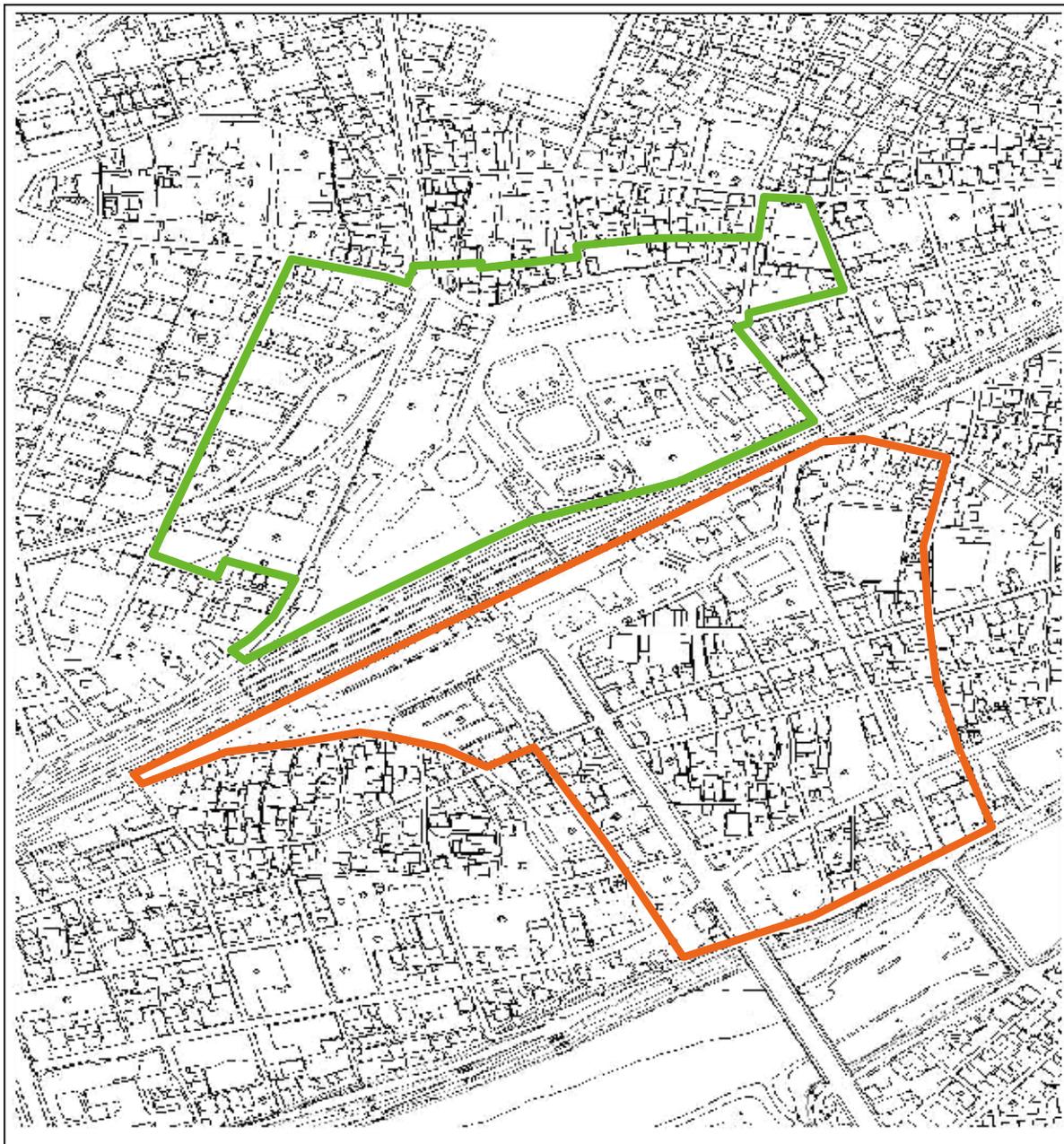
■ その他

- ・ 窓面を利用した広告物は可能な限り設置しません。やむを得ず設置する場合は圧迫感の無いよう工夫し、良好な景観の形成に配慮します。
- ・ 照明の色は色つきの光源を避け、白又は淡色の落ち着いた色とします。

## (2) 多治見駅南・駅北地区の風景づくり

多治見の玄関口の代表格であるJR多治見駅は、多治見市の中心に位置し、市民のみならず、たくさんの人が行き交うたいへん重要な場所です。多治見駅駅舎の橋上化により多治見駅は南北両方に多治見の顔を持つこととなります。駅北地区においては、魅力的なまちなみを目標とする地区計画により新たな顔づくりを進めています。駅南地区においても、賑わいの中にも風格のある新たな顔づくりが必要です。

〔多治見駅南・駅北地区の範囲〕



- = 多治見駅南地区
- = 多治見駅北地区

## □多治見駅南・駅北地区の風景づくりの方針

多治見駅南・駅北地区では、第二章に定める風景づくりの方針と第三章に定める行為の制限に関する事項を遵守することに加え、以下の事項に注意が必要です。

多治見駅南地区は、駅前の商業地として発展し、多治見の顔として重要な役割を担ってきました。駅前として発展する間に建物は高層化し、その屋上や壁面に多くの広告物が掲出されるようになりました。また、限られたスペースで広告宣伝をされるがため、目立つことを優先とする広告物により風景が阻害されてしまいます。

多治見駅北地区は、区画整理が進み道路が整備されたり、地区計画に定められたルールのもとに建物が新築されるなど、新しい空間、新しいまちなみが創られています。

多治見駅南地区と駅北地区では、歴史のあるまちなみと新しいまちなみで違いがありますが、多治見の玄関口という点で共通し、それぞれの特色を活かした風景づくりが望まれます。そのために、風景を損なうおそれのある屋外広告物をできるだけ集約化し、必要最小限の掲出に努めることや、設置位置、大きさ、材質、色彩、デザインなど、表現・表示方法を工夫し、優れたデザインの商業広告物により、賑わいの中にも落ち着きや風格のある地区の魅力を演出します。

## □多治見駅南・駅北地区の屋外広告物の基準

### ■ 共通事項

- ・ 建築物の低層部（1～2階）においては、歩行者の視線で個性と賑やかさを創出しながらも圧迫感のないよう配慮し、高層部においては、中・遠景として落ち着いたまちなみを演出し背景となる緑や空との調和を図ります。
- ・ 広告物はできるだけ集約化し、基調となる色彩には高彩度・明清色の使用をしません。建築物に付随する広告物は建築物との調和やまちなみへの調和に配慮します。
- ・ 地上設置の広告物は、1敷地当たり1箇所に集約化して設置します。

### ■ 屋上広告物

- ・ 設置しません。

### ■ 壁面広告物

- ・ 必要最小限とし、面積を一定規模以下とします。基調色には明清色・高彩度の色彩の使用を避け、文字等として使用する色数を3色程度にし、建築物の壁面の色彩に調和するよう工夫します。

■ 突出広告物

- ・ 広告物はできるだけ集約化します。
- ・ 基調となる色彩は壁面と同色にするなど、建築物との調和に配慮します。
- ・ 駅北地区では、歩道や道路へはみださないようにします。

■ 野立広告物

- ・ 高さを一定規模以下とし、歩道や道路へはみださないようにします。
- ・ 沿道や交差点付近における広告物は、違法な広告物を整除し集約化を推進することで、美観風致の維持に努めます。

■ その他

- ・ 窓面を利用した広告は設置しません。ただし、風景への配慮や工夫がされていると認められるものはこの限りではありません。
- ・ 照明の色は色つきの光源を避け、白又は淡色の落ち着いた色とします。

## 第七章 風景づくりを進めるための方法

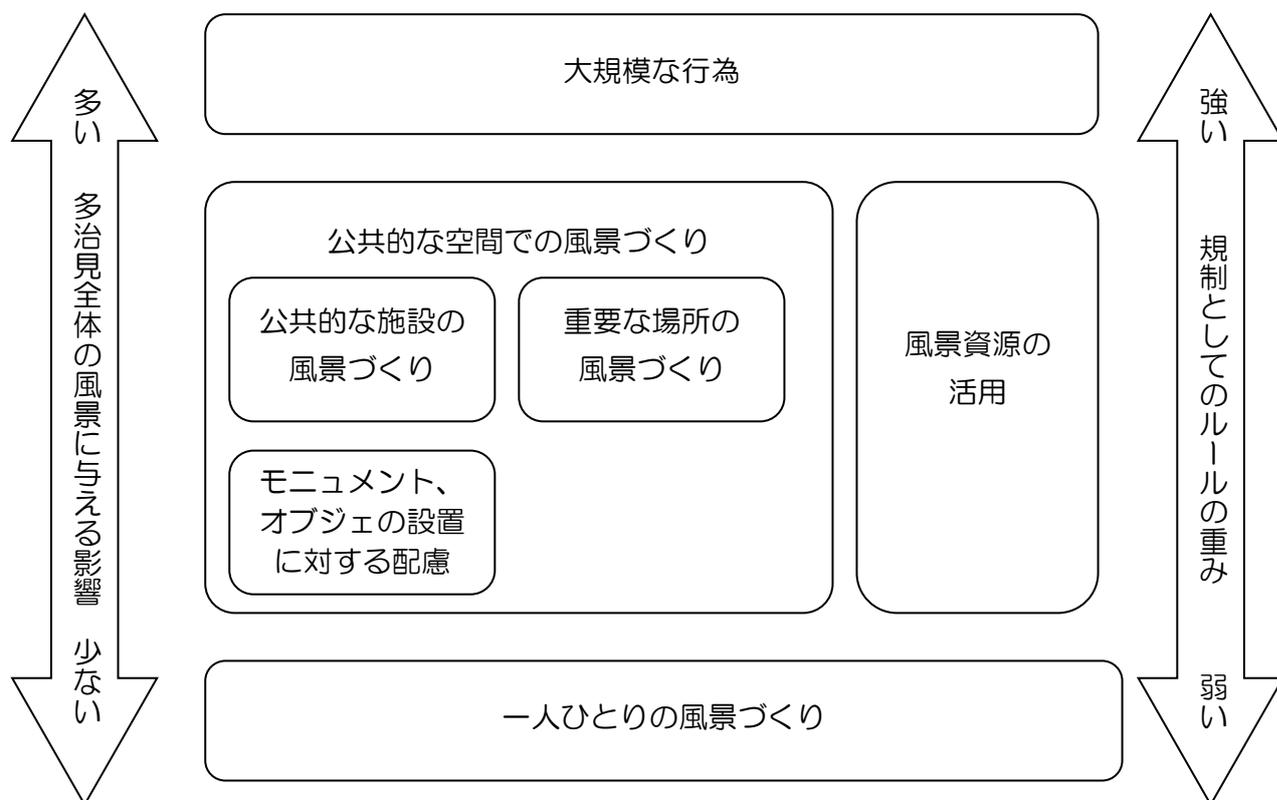
### 1. 3つの手法に基づく風景づくり

#### (1) 風景を創り出すために

施設の新築等について一定のルールを設けるほか、空間の形態やデザイン等について、市民と行政が話し合いながら工夫することにより、より美しい風景を創り出していきます。

また、ルールの設定においては、対象となる施設や空間の規模や配置等の違いにより、それら一つひとつが風景に与える影響の大きさや、多治見全体の風景に対して持つ意味も異なってきます。

そのため、規制としてのルールの重み・強さについては、以下のように、対象となる施設や空間の規模や配置等によって、ある程度段階的なイメージを持つことが重要です。



## ① 大規模な行為

まちのあちこちに、大きな建築物や工作物等の施設があります。それらは、色も、形も、使われ方も様々で、周りの風景を考えたものもあれば、目立ちたいだけのものもあります。大規模な施設はその大きさゆえに存在感があるため、周りの風景と調和しなければ風景を損ない、その結果まちに住む人に威圧感を与え、不愉快な思いをさせてしまいます。大規模な施設は、風景に与える影響が大きいため、周囲の環境に十分配慮して美しい風景づくりに率先して気をくばらなくてはなりません。

まちの風景に大きな影響を与える施設として、建築物、工作物だけではなく、道路、公園、広い空間を有する路外駐車場、また団地等の開発事業についても「大規模な行為」として、最低限のルール＝「大規模な行為の風景基準」を定め、美しい風景づくりを誘導していきます。

## ② 公共的な空間での風景づくり

### ■公共的な施設の風景づくり

私たちが生活していくうえで、必ず利用する施設、例えば日用品のお店や銀行、病院等が公共的な施設です。その施設がどんな形態の施設でも、私たちはその施設を利用しなければなりません。多くの市民が利用する施設は、毎日の生活に彩りを与えるような、うるおいのある、居心地の良い美しい風景であることが望ましいと思います。訪れる人を出迎えるように緑化をしたり、花を飾ったりして、うるおいのある空間づくりに積極的に取り組んでいただくことが必要です。

不特定多数の人々が利用する公共的な施設は、その意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進することが大切です。

### ■重要な場所の風景づくり

市街地の街角、交差点、まちの玄関口としての鉄道の駅前や多治見インター付近、或いは歴史を感じさせる建物の近くや美しい自然を背景としている場所等、ある一定の地域の風景の骨格的な要素となっているところは、その地域の風景をイメージする上で重要な場所です。そうした場所に位置する施設については、ある程度の大きさであれば、風景に対して配慮することが必要です。また、その周囲の空間についても、積極的に緑化を進める等、居心地のよい空間とするための配慮が必要です。

街角や駅前等、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設は、その意匠や敷地内の緑化等、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進することが大切です。

## ■モニュメント、オブジェの設置における配慮

やきもののみち多治見では、モニュメントやオブジェは陶製のものが多く、まちを代表する重要な風景資源となっています。モニュメントやオブジェは芸術的判断により、個人の好き嫌いも別れてしまいます。設置するのであれば風景を阻害することなく、市民に不快感を与えないようにしなければなりません。道路や公園等の公共施設においてモニュメントやオブジェを設置したりするときは、市自らがそのことに十分配慮することはもちろん、国・県においても市長と協議することを義務付けます。また、市に寄付をいただく場合にあっても、デザインや設置する場所等について、寄付される方と事前に協議します。

設置にあたっては、その設置の是非も含め、市民や専門家の意見を聴いたり、できるだけ多くの人の意見を聴くことが望ましいと考えています。

道路や公園等の公共施設においてモニュメント、オブジェを設置したり、撤去したりしようとする人は、その内容について市長と協議するものとします。

## ③ 風景資源の活用

特別な風景をつくっているものではなくても、周囲の斜面緑地、鎮守の森、煙突、どこにでもある陶器や子どもの陶芸作品、シデコブシ、キキョウ、ホタル、地域の特徴あるお祭り等は、多治見の風景イメージとして浮かんでくる大切な資源であり、風景を形づくっている重要な要素です。しかし、その大切さが知られず、次第に姿を消しつつあります。これらを「風景資源」として位置づけ、風景づくりに活かしていくことができれば、多治見らしい美しい風景ができていくのではないのでしょうか。

行政と市民等が協力しながら、斜面緑地、蔵、煙突等、多治見の美しい風景を形づくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

## (2) 風景を守っていくために

### ① 風景市民遺産

#### ■風景市民遺産の指定の方針

多治見の自然環境、歴史、文化等を象徴する重要な風景を構成するものを、「風景市民遺産」として指定し、その風景が損なわれないように保全・管理していきます。

#### ■風景市民遺産の管理

風景市民遺産は、その所有者等だけでなく、市民にとっても大切なものです。

その所有者等は、指定を受けたものを適正に管理しなければなりません。風景市民遺産は、その周りの風景と一体で価値があるものです。このため、周辺の土地や施設の所有者等も、建物を建てたりするときには、風景市民遺産の価値が損なわれないように注意しなければなりません。風景市民遺産の所有者等が、その現状や所有権等を変更しようとするときは市に届出をしてもらい、市は必要があれば助言・指導します。また、その保存・管理について必要があれば、市が助成します。

### ② 景観重要建造物及び景観重要樹木

#### ■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（＝ 第四章 P.42）

#### ■景観重要建造物及び景観重要樹木の管理

景観重要建造物及び景観重要樹木は、その地域の風景を形づくる上で重要なものです。その所有者等は、管理行為等を除いた現状変更を行う場合、市からの許可を得なければなりません。

また、景観重要建造物及び景観重要樹木は、その地域の住民をはじめとした市民により、守り、育てられていくことが望まれます。管理行為については、所有者等だけではなく、市民が参加していくことも大切です。

そのため、市が景観法に基づく景観整備機構として指定する、公益法人やNPO法人といった市民団体が、管理協定を締結し、景観重要建造物及び景観樹木の管理をすることができるものとしていきます。

景観整備機構については、風景づくり団体として市が認定している団体の中から、景観重要建造物及び景観樹木の管理について、適切な業務や活動ができる団体を指定していきます。

## 参考

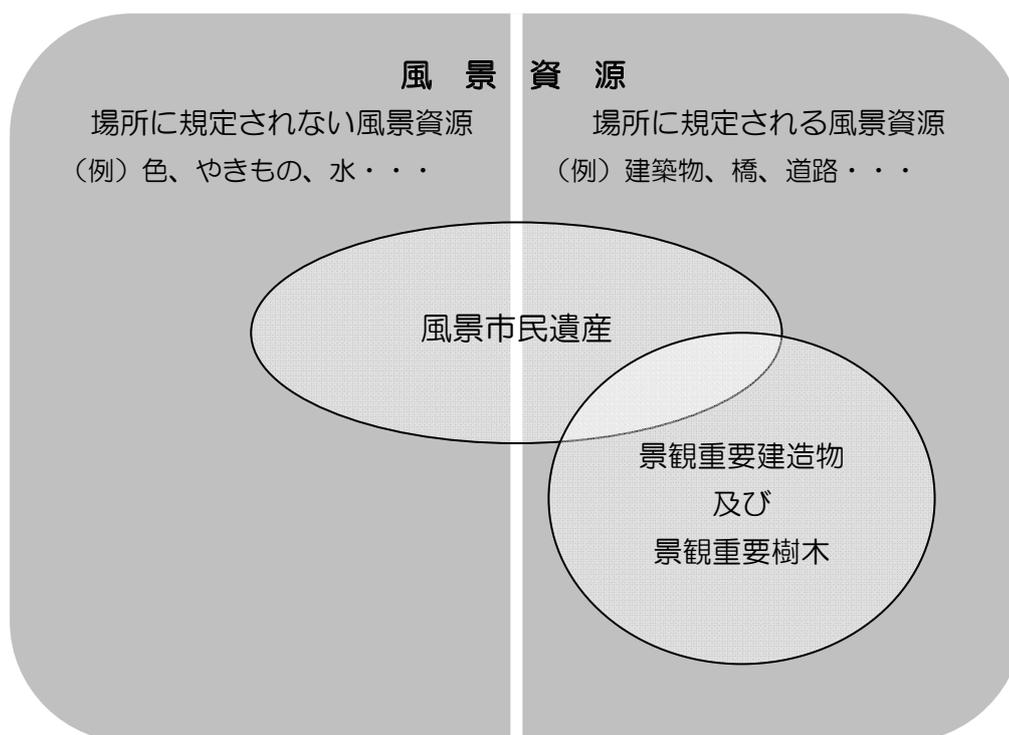
### ～風景を守るための、多治見市における制度について～

多治見市では、風景をつくる上で重要なものを位置づける制度として、「風景資源」、「風景市民遺産」を設けています。今後は、それらの中から景観法に基づく「景観重要建造物及び景観重要樹木」を指定していきます。

風景資源には、色や陶器、水といった場所に規定されないものと、建築物や橋、特色のあるまちなみ等、場所に規定されるものの2種類があります。

これら3つの制度の考え方は、以下のとおりに整理されます。

- 風景資源…多治見らしい風景をつくる上で重要なもの全て
- 風景市民遺産…多治見の風景を象徴する重要なもの（陶器や色等、場所に規定されないものも含む）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木…地域の風景をつくる上で重要なもののうち、場所に規定されるもの（建築物や橋、樹木等）



### (3) 風景を整えるために

#### ① 施設の所有者に対する協力要請

風景づくりについて、住民等の中で合意が取れている地域の中において、一人ひとりが周囲の風景に配慮し、風景を阻害しているものを整えていくことが大切です。そのため、市は、施設の所有者等に対して、周囲の風景に配慮した利用や管理を行うよう要請していきます。

#### ② 広告物の風景への配慮

まちの中には、たくさんの広告物があふれ、風景にとっても大きな影響を与えています。広告物は、情報の受け手にとって有益で、まちを活気づけますし、センスの良い広告物もありますが、放置しておく、と、広告物はいたるところに無秩序な状態で氾濫し、まちの美しさを損なうこととなります。

屋外広告物については、違法な広告物が非常に多く、風景を阻害しています。広告物を掲出する人は、法律や条例の趣旨をよく理解し、風景を損なわないように広告物を適正に設置したり管理したりしなければなりません。

また、市は、広告物を整序するという意味で、集合看板を指導したり、違法看板については撤去や設置方法の指導を行う等、法律や条例にのっとり、適正な事務を行わなければなりません。

広告物により広告宣伝行為を行う人は、周囲の風景が損なわれないよう適正に設置したり、管理したりしなければなりません。

#### ③ 空地等の管理・手入れにおける、風景への配慮

まちの中の広い空き地や耕作をせずに放置してある農地等では、管理がされていないためにゴミや雑草等により土地が荒れて、周囲の風景を壊していることがあります。また、周囲の風景への配慮をせずに管理・運営をしている広い駐車場や資材置き場等が、周囲の風景をこわしているときもあります。

こうした空き地や駐車場等のまちの中の空間については、暫定的な利用や形態・デザイン面での工夫等を図り、周囲の風景が損なわれないように配慮する必要があります。

さらに、建物と建物の隙間や、道路と建物との敷地際等は、風景に与える影響が大きいかに関わらず、整理整頓やうるおいの演出等がされにくくなっています。

これらの現状では活用されていない隙間等についても、周囲の風景が損なわれないように管理・手入れを行う必要があります。

## 2. 市民の風景づくり

風景づくりの主人公は市民です。より多くの市民が風景づくりに参加することで、美しいまちが生まれます。そのためには、市民の意見を反映させたり、活動がしやすくなる制度をつくることが望めます。こうしてできた市民参加、活動のための制度がお互いに協調することで、より美しい風景づくりが行われることを期待し、以下の3つの制度を定めます。

- 風景づくり団体
- 風景づくり協定
- 風景づくり推進地区

### (1) 風景づくり団体

風景づくりには、市民の積極的な取り組みが必要です。

自分たちの住んでいるまちを美しくする、その美しさを維持する、まちに愛着を持ち、さらにまちを美しくしていく。地域でそんなことを話し合える団体を育成し、支援する制度として、「風景づくり団体」を定めます。

「風景づくり団体」は、他のまちづくりを行う組織との協力・連携を図りながら、商店街や地元の自治会、あるいは一つの通り等、ある程度のまとまりのある地域で、自主的に風景づくりを考える団体とし、以下の要件を満たす団体を市が認定し、技術的支援や活動費の一部を助成します。

#### <風景づくり団体認定の要件>

- (ア) 団体の活動が地域における風景づくりに有効であるもの
- (イ) 団体の活動が地域の多数の住民に支持されているもの
- (ウ) 団体の活動が関係者の所有権等の財産権を不当に制限しないもの
- (エ) 規則で定める要件を満たす団体規約が定められているもの

「風景づくり団体」においては、専門家の意見を聴いたり、地域外の人意見も取り入れ、美しい街なみになるように考えていくことを期待します。

また、「風景づくり団体」では、自分たちのまちを「こんな風景のまちにしたい」といったことについて考え、その地区の将来像を作成し、「風景づくり提案」として提出していただくことができます。

市民が実践できることについては実践していただき、市民だけではできないこと、例えば道路や公園等の公共施設の整備については、市は、提出された「風景づくり提案」を尊重して整備するよう努力します。

また、「風景づくり団体」のうち、市が指定する景観重要建造物及び景観樹木の管理について、適切な業務や活動を行う団体を、景観法に基づく景観整備機構として市が指定していきます。

## (2) 風景づくり協定

一定の地域の土地や施設の所有者（法に基づく権利を使って施設を占有したり管理したりしている人を含みます。以下「所有者等」といいます。）が、その地域における施設の規模・位置・色彩・形態の基準、緑化の基準等、風景づくりを推進するため必要な事項について、互いに協定を結ぶことができる制度として、風景づくり協定を定めます。

具体的には、一定の地域で、そこに住む人や店舗等を持っている人たちが、風景づくりに関する具体的な約束ごと、例えば建築物の規模、外観、窓、バルコニー、門等の色彩、形態、緑化等の基準を定めたり、花いっぱい運動やストリートファニチャーの管理等を、約束（＝風景づくりに関する協定）として定め、実践していくことをいいます。

通りに面したところや、町内会のようなもの、風景づくり団体の区域でもかまいませんが、自分たちのまちを美しくしていこうという活動です。

### ① 風景づくり協定の認定等

一定の地域の所有者等が、その地域の風景づくりを推進するため必要な事項について互いに結んだ協定が、以下の要件を満たしている場合、市は多治見市風景審議会の意見を聴いて、風景づくり協定として認定することができます。

#### <風景づくり協定認定の要件>

(ア) 所有者等の多数の合意を得ていること。

(イ) 次の事項が定められていること。

a 協定の名称

b 協定の目的

c 協定の区域

d 風景づくりに必要な施設、緑等に関する基準

e 協定を締結した者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

f 協定に違反する行為があった場合の措置

g 協定の変更又は廃止の手続

### ② 風景づくり協定の運用

風景づくり協定を結んだ人は、その内容を守り、活用するよう努めなければなりません。

市は、風景づくり協定の運用について必要な情報を提供したり、技術的な支援を行ったりして、その協定が定める活動の方針の実現のために協力します。

### (3) 風景づくり推進地区

美しい風景は、一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて、少しずつ努力して形づくられます。

そこで、他の地区の手本となるよう、風景づくりに積極的で、重点的に風景づくりを推進したり、風景を保全する必要がある、市全体の風景としても大切な地区を「風景づくり推進地区」として指定し、美しい風景づくりを進めます。

そのためには、ハード・ソフト両面において、行政が助成します。

#### ① 風景づくり推進計画等

風景づくり推進地区においては、どんな風景づくりを行っていくのかを定める必要があります。そのため、風景づくり推進地区を指定するときは、その地区の特性に合わせた計画として「風景づくり推進計画」と、具体的なルールとして「風景づくり推進基準」を定めます。

「風景づくり推進計画」と、「風景づくり推進基準」は、地元の人を中心に「風景づくり団体」を組織して定めます。また、市全体として大切な地区なので、地区外の人意見も聴きながら、計画と基準づくりを進めます。また、指定のときには、多治見市風景審議会の意見を聴かなければなりません。

■「風景づくり推進計画」には、次の事項を定めます。

- (ア) 風景づくりの基本目標
- (イ) 公共施設に関する風景づくりの方針
- (ウ) 次項に定める風景づくり推進基準の策定のための指針
- (エ) その他風景づくりの推進に関し必要な事項

■「風景づくり推進基準」は、以下のうち必要なものを定めます。

- (ア) 施設の規模、敷地内における位置・色彩・形態
- (イ) 土地の形質
- (ウ) 緑の有様
- (エ) その他市長が必要とする事項

#### ② 行為の届出等について

風景づくり推進地区内では、施設の新築等、開発事業、樹木の伐採等を行おうとするときには、「風景づくり推進基準」を守っていただくよう、建築確認申請等の前に届出を義務付けます。

届出があったときには、「風景づくり推進基準」に適合しているかどうか内部で確認するとともに、専門家である風景づくりアドバイザーにチェックしてもらい、必要があれば助言・指導を行います。

### 3. 風景づくりへの支援・助成等

#### (1) 表彰

あまり、まちに関心のない市民に、多治見のよさを知ってもらおう等、風景づくりに対する意識を高めるために、個人や団体の優れた活動や、風景づくりに貢献している施設を市長が表彰する制度を定めます。

#### (2) 助成等

風景づくりは、市民の活動がとても重要になりますが、そのために多大な費用がかかることがあります。そのため、市が風景づくり団体に対し、その活動のために、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができることとします。

市全体の風景のために行われる行為であれば、既存の助成制度や国・県の助成制度も活用しながら、市としても別途助成要綱を定め、積極的に財政的な援助を行います。

#### (3) 風景審議会

市が行う景観行政について、客観的に調査・審議し、意見をいう機関として、多治見市風景審議会を設置します。

市民の意見をなるべく取り入れることも大切ですが、重要なことについては、「市長からの諮問」というかたちで審議会に諮り、審議会が独自の意見を市長に提案できるようにします。

#### (4) 風景づくりアドバイザー

市民や行政が行う風景づくりに対して、専門的な立場から支援を行う、風景づくりアドバイザーを設置します。

風景づくりアドバイザーの役割は、大規模な行為の届出に関する評価(審査)や提案、市民が行う風景づくりへの支援、公共事業等に対する提案です。

## 4. 風景づくりの推進に向けて

「風景づくり計画」では、総合的な市民・行政共通の指針として、多治見全体の風景づくりに関する法的な事項と基本的な事項について示しています。

今後、美しい風景づくりを実現していくためには、この計画を踏まえ、市民と行政が協働して、以下の取り組みを継続して実践する必要があります。

### (1) 各地域での風景づくり

「風景づくり計画」では、多治見全体の風景づくりの方針や、全体計画を位置づけていますが、より身近な風景であり各地域に存在する「重要な場所」の位置づけ等については、今後の市民の自発的な活動・検討に委ねています。

今後は、「風景づくり計画」に記載されている風景づくりの方針や、全体計画を参考にしながら、市民の自発的な参画のもと、各地域における風景づくりの方向性や、具体的に進めていく活動等を明確にし、位置づけていきます。

#### ① 風景資源の発掘と位置付け

各地域の風景づくりを進めていくためには、その地域の風景を形づくる道具としての「風景資源」を発掘し、その魅力を活かしていくことが効果的です。

そのため、何がその地域の「風景資源」なのか、その地域に関わる様々な主体（市民・行政・事業者等）が共に話し合い、位置付けていきます。

#### ② 重要な場所の検討と位置付け

ある地域の風景を形づくる上で重要な場所は、各地域に存在します。例えば、交差点や街角といった交通の結節点や、駅、繁華街等が考えられます。

しかし、どこがその地域の顔となるような場所なのかは、地域全体の風景イメージや、その地域の住民の生活のあり方にも左右されるため、その地域に関わる様々な主体（市民・行政・事業者等）が十分に検討し、位置付けていきます。

#### ③ 風景づくり作法集の作成

各地域の風景づくりを進めていくために、一人ひとりがどんなことをやっていったら良いのかを調べ、考え、風景づくり作法の事例集のようなものを作り、啓発活動を行います。各家庭での工夫や、他のまちの情報収集等、勉強する過程を通して、その地域での風景づくり作法に対する関心は高まります。

## (2) 風景づくりに向けた制度の活用

「風景づくり計画」で位置づけた、風景づくりのための制度を積極的に活用していきます。

特に、風景市民遺産、風景づくり推進地区等の指定は、多治見独自のユニークな制度であり、多くの市民からの関心を得やすい制度と考えられます。これらは、市民の自発的な意志や合意を必要としますが、それ故に、目に見える形で風景づくりが行われ、市民主体の風景づくりを進める上での呼び水となることが期待される制度です。

各地域での風景づくりの取り組みを、こうした制度の活用へと積極的につなげていきます。また、そのための行政による情報提供や活動支援等も積極的に行います。

## (3) 他のまちづくりに関係した活動との連携

多治見では、「みちくさマップ」の作成や、環境活動、商店街活動等、様々なまちづくり活動が各地で展開されています。

これらの活動は、結果として多治見の風景づくりに反映されるものであり、風景づくりに関係した活動と言えます。

今後は、こうした風景づくり以外の分野で取り組まれている、既存のまちづくりの活動とのつながり・連携を推進していきます。

# 多治見市風景づくり計画

策定 平成21年3月

変更 平成28年4月

発行：多治見市 都市計画部 都市政策課



美しい地球・美しい日本・美しい多治見

